

第 2 1 回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成 2 6 年 6 月 3 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

2 場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

尾関利一，櫻野紀之，柴田史郎，柴田紀子，谷村和宏，徳永幸藏（委員長），
中村明子，中本義徳，宮本奈緒美，和田三貴子（五十音順，敬称略）

(2) 事務担当者

岩武首席家裁調査官，桑村次席家裁調査官，北林次席家裁調査官，橋本首席
書記官，畦地総務課長，柳瀬総務課課長補佐，竹原庶務係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介及び挨拶

(2) 委員長開会挨拶

(3) 第 2 0 回金沢家庭裁判所委員会で提案された意見に対する取組状況

(4) 本日のテーマ「児童虐待について」についての説明等

(5) 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

(6) 退任委員の挨拶

(7) 委員長閉会挨拶

5 次回開催日時及びテーマ

(1) 日時

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

(2) テーマ

未定

(別紙)

(発言者 / 委員 , 事務担当者)

児童相談所として、石川県の実情を補足説明させていただく。県内に3箇所ある児童相談所への児童虐待に関する相談件数は、平成25年度は688件であり、前年度の743件よりは減少している。ただし、この件数は新たに対応した虐待に関する案件の数であるため、実際にはこの数字以上の子どもたちに対応していることになる。

昨今はDVによる夫婦喧嘩の警察への通報が増加しており、その場に子どもと一緒にいれば、子どもに対する心理的虐待として児童相談所への虐待通告の対象となる。

国、県及び市にそれぞれ児童虐待に対応する機関があるが、お互いに縄張りや遠慮の意識があり、誰のために行っているのかが不明確になっていることはないか。

家庭裁判所では、毎年、家事関係機関との連絡協議会を開催している。また、市や中央児童相談所等の協議会に職員が参加して情報交換や意見調整を行うこともある。引き続き、より良い連携を求めていく必要があると考えている。

児童福祉法28条事件等は、申立があつて初めて家庭裁判所が関わることになるので、現時点では児童相談所といかに連携を取るのかというところに重点が置かれている。

少年事件の背景に虐待等が窺える場合、動向視察といって、その少年の処遇や立ち直らせるための教育等のプログラムについて少年院側と意見交換を行ったり、また、少年院を出てからのプログラムについて保護観察所と話し合いを行っている。

石川県内の各市町には、要保護児童地域対策協議会が設置されており、学校、警察及び医療機関などの機関を招集して、その地域で支援が必要な子どもや家庭に対してどのような対応をしていくのか意見交換を行っている。また、学校側からの依頼によるケース検討会では、児童相談所がスーパーバイザーとして参加し、学校での対応や家庭への働きかけ等についても相談を行っている。

金沢弁護士会には、「子どもの権利に関する委員会」という委員会があり、

子どもからの悩み事等を無料電話で受け付ける活動をしている。また、委員会では、年1回、児童相談所との意見交換会を兼ねた勉強会を開催し、ケース研究や児童相談所からの具体的事例に対して意見交換を行っている。今後、家庭裁判所と意見交換の機会を持つことができれば連携していきたい。

児童相談所への通告が相当数ある一方で、金沢家裁管内の親権制限申立事件が2件しかないことの原因が、手続的なことがネックとなり、家庭裁判所が関与できなかったということであるならば、その原因を分析することによって、家庭裁判所が関与していくヒントが得られるのではないか。

児童相談所では、保護者と対立関係になれば、当然28条の申立も視野に入れて動き始めるが、将来の親子の再統合ということも考えて、できるだけ保護者の同意を得た形での施設処遇という方向でケースワークを進めるので、結果的に保護者の同意を得ることができて施設入所となったケースが多いと思われる。

28条申立のしにくさがあるのではないかという指摘については、児童相談所としては、申立前段階での相談についても家庭裁判所に丁寧に応じてもらっており、その助言に基づいて書類の整備等の準備を行うことができおり、申立てがしにくいとは感じていない。

他の地方では、乳児を含む未就学児に対するシェイクン・ベイビーシンドローム（揺さぶられっ子症候群）に代表されるような児童虐待が比較的多いが、金沢ではあまり見られない。地域差の理由は不明だが、未就学児に対する暴力的な虐待事案の多くは、経済的貧困が原因であることが多い。加害者である両親は、さらにその両親の代から貧困であるというケースが比較的多いが、金沢はそのような状況にはまだないという印象である。

虐待による心理的ダメージを受けた子どもたちを、精神的に立ち直るよう導くことは、非常に困難を伴うと思う。心の病にかかった子どもに対する治療はどこまで可能なのかという感想を持った。

小さい頃から保護者に虐待を受け、「誰も助けてくれない。みんな敵だ。」と感じ、その結果、重大な事件に結びつくというケースがある。他方で、少年院での触れ合いを通じて、少しずつ大人との関係を持ち、少年院を仮退院した後も、監察官の先生や保護司の方と関わりを持ちながら徐々に社会に適応して

いくという例もある。ただ、「誰も信用できない」等という捉え方しかできなかった子どもは、成人になっても犯罪を起こしやすい。その子どもの成育史や心理的メカニズムを調査・分析する中で、どのような関わりや教育的指導が有効なのかを検討していくのが、少年事件で言えば個別的処遇になると思う。

心理学系や福祉学系に進学する学生には、自分の弱さを自覚し、かつ人を援助したいという目的を持っている者もいる。このような学生に対して、大学の保健管理センター等を中心に援助していくシステムができつつある。福祉系学部には、わずかではあるが児童養護施設に就職する学生がおり、子どもたちを援助していくことによって、福祉のひとつの役割を果たしていると思われる。基本的に児童養護施設の機能は、家庭の代替機能、心理的なサポート、そして最後には、一番の長期的目的である家族再統合と言われている。地域の様々な社会資源で子どもを支えていくことを、地道に行うことが必要なのではないかと改めて思った。

児童虐待の加害者には、虐待の被害児童が親になっているケースが非常に多い。加えて、虐待していた親あるいは子どもに、自閉症若しくは知能程度が若干低いということが伏在しているという精神的な問題、さらに経済的貧困があることが多かった。他方で、仕事等によるストレスのはけ口になるなど、他の虐待とは若干事情や対応も違うケースもあった。

また、家族カウンセリングも含めた医療との連携も必要なのではないかと感じる。「子どもをどう愛していいかわからない」という加害者が多く、「夜中に泣くからうるさい」、「うるさいから黙れ」、「黙らないから殴る」という単純な行動しかできない、接し方がわからない、なぜなら自分も親に愛されたことがないから、という加害者が多かったように思う。

少年事件で背景に児童虐待があるケースは数件経験しているが、割合としては全国的に同じような状況である。男子の場合は、ある程度自分に力がついてくると反抗するようになり、家庭内暴力という形になることがあるが、女子の場合は、薬物非行に陥ったり、リストカットを繰り返すというような逆の様相もある。

家庭裁判所には精神科医と看護師がいるので、少年のこころのケアについて助言をもらったり、直接面談を行っている。

県内の児童相談所の相談件数が600件を超えるのに、家庭裁判所に事案が上がってきていないのは、その前に全ての事案が解決しているということなのか。

児童相談所から説明させていただくが、中央児童相談所だけでは、去年は267件が新たな虐待の通告等の件数であり、窓を開ける時期になると、乳幼児の「泣き声通告」が多くなるが、これらについては家庭裁判所に相談や協力をお願いするまでには至らない。しかし、ぐ犯行為を繰り返しつつ、背景に児童虐待があるような事案では、何か問題を起こした場合、少年事件として対応してもらおうことを含めて、必要なケースにおいては、事前に家庭裁判所に相談をしている。

以 上